

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 3 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 20 年 2 月 26 日付鳥取県告示第 89 号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

石賀 重雄	倉吉市関金町関金宿字池谷口 2141 の 18
太田 かつ	倉吉市関金町関金宿字池谷口 2141 の 38
宮本千代蔵	倉吉市関金町関金宿字池谷口 2142 の 10
保田 政吉	〃
和田 むめ	〃
岸本いち子	倉吉市関金町関金宿字池谷口 2142 の 24
矢城 金治	倉吉市関金町関金宿字池谷口 2142 の 25
山本 吉弘	倉吉市関金町関金宿字池谷口 2142 の 27
杉谷 岩雄	倉吉市関金町関金宿字池谷口 2142 の 43
藤原与太郎	倉吉市関金町関金宿字池谷口 2142 の 47
進木 直好	倉吉市関金町関金宿字池谷口 2142 の 56
山崎新太郎	倉吉市関金町関金宿字池谷口 2142 の 62
金本 藤蔵	倉吉市関金町関金宿字池谷口 2142 の 64
金田 治也	倉吉市関金町関金宿字大黒 2247 の 2
金本 寿一	〃
金田 治也	倉吉市関金町関金宿字大黒 2248
金本 寿一	〃
前田 秀雄	倉吉市関金町関金宿字大黒 2249 の 1
上田 譲	倉吉市関金町関金宿字大黒 2249 の 2
前田 秀雄	倉吉市関金町関金宿字大黒 2250 の 1
長野 智行	倉吉市関金町関金宿字大黒 2253
〃	倉吉市関金町関金宿字大黒 2254

前田 秀雄	倉吉市関金町関金宿字大黒 2255
藤原 兵蔵	〃
前田 秀雄	倉吉市関金町関金宿字大黒 2256 の 1
藤原 兵蔵	〃
田中 轟江	倉吉市関金町関金宿字沢谷 2259 の 1
河本 雅鉦	倉吉市関金町関金宿字沢谷 2259 の 2
牧野 喜友	〃
河本 雅鉦	倉吉市関金町関金宿字沢谷 2260 の 2
牧野 喜友	〃
尾崎 久義	倉吉市関金町関金宿字沢谷 2260 の 5
加藤 敏	倉吉市関金町関金宿字東曾谷尻 2469 の 2
山根保太郎	〃
金本 寿一	倉吉市関金町関金宿字東曾谷尻 2472 の 2
加藤 繁敏	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2537 の 2
〃	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2539 の 1
加藤 文夫	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2539 の 2
山本 節雄	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2545
伊藤 善蔵	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 1
岩本幸太郎	〃
藤原 勇浩	〃
牧野 喜友	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 6
岡西 利雄	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 20
石谷 誠	〃
藤井 憲明	〃
尾崎 久義	〃
進木 由輝	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 22
椿 ツヤ子	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 39
前田 洋一	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 41
椿 ツヤ子	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 47
〃	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 48
吉田 光義	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 51
加藤 肇	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 58
加藤 繁敏	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 62

吸ヶ田 進	〃
鳥飼 芳	〃
保田 光喜	〃
牧田 倫子	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 63
遠藤 伸彦	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 68
金田 好弘	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 71
古沢 一男	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 74
山本 ぎん	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 79
吉田 光義	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 84
加藤 繁敏	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 86
加藤 淳二	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 89
〃	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 90
加藤 文夫	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 100
〃	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 106
加藤 暁夫	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 110
牧田 皓司	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 113
牧野まき子	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2551
進木 亀雄	倉吉市関金町関金宿字奥曾谷山 2623 の 4
金田 好弘	倉吉市関金町関金宿字奥曾谷山 2624 の 1
太田 玄市	〃
進木 亀雄	倉吉市関金町関金宿字奥曾谷山 2624 の 2
石原 敏	倉吉市関金町関金宿字西中曾谷 2628 の 3
佐野 勇	倉吉市関金町関金宿字西中曾谷 2628 の 4
杉山 茂	〃
杉谷 忠	〃
加藤 繁敏	倉吉市関金町関金宿字西中曾谷 2628 の 6
鷲見 明彦	倉吉市関金町関金宿字西中曾谷 2628 の 11
大野 操	倉吉市関金町関金宿字西中曾谷 2628 の 26
〃	倉吉市関金町関金宿字西中曾谷 2628 の 29
蔵富 重文	倉吉市関金町山口字小黒下モ平ラ 197 の 2
蔵富 菊蔵	倉吉市関金町山口字小黒上ミノ平ラ 204
安藤 節子	倉吉市関金町山口字明ノ目 834 の 1
小椋 米蔵	倉吉市関金町山口字明ノ目 834 の 2

小椋美白男	倉吉市関金町山口字明ノ目 834 の 5
〃	倉吉市関金町山口字明ノ目 834 の 12
中本 栄市	倉吉市関金町山口字西大河原 839 の 5
後藤 博行	倉吉市関金町山口字西大河原 839 の 8
森山 国延	倉吉市関金町山口字西大河原 839 の 10
朝日 鹿蔵	〃
朝日 勝美	倉吉市関金町山口字西大河原 839 の 18
中本 栄市	倉吉市関金町山口字西大河原 841
後藤 博行	倉吉市関金町山口字水上ミ 1042
加藤 肇	倉吉市関金町山口字山白水 1154 の 3
〃	倉吉市関金町山口字山白水 1154 の 6
〃	倉吉市関金町山口字山白水 1154 の 8
牧田 皓司	倉吉市関金町山口字山矢櫃 1378 の 17
新田 修	倉吉市関金町山口字山矢櫃 1378 の 21
新田 良男	倉吉市関金町山口字山矢櫃 1389
安藤 和史	倉吉市関金町山口字山船ヶ谷 1507 の 28
安藤寿美子	〃
安藤美知子	〃
山本 精則	倉吉市関金町山口字山船ヶ谷 1507 の 40
安藤 和史	倉吉市関金町山口字山船ヶ谷 1507 の 48
安藤寿美子	〃
安藤美知子	〃
安藤 和史	倉吉市関金町山口字山船ヶ谷 1507 の 50
安藤寿美子	〃
安藤美知子	〃
秋吉 とね	倉吉市関金町山口字山船ヶ谷 1507 の 51
安藤 節子	倉吉市関金町山口字山船ヶ谷 1507 の 70
〃	倉吉市関金町山口字山船ヶ谷 1507 の 73
後藤 多市	倉吉市関金町山口字山万上奥 1879 の 21
美船槌太郎	〃
野田 熊吉	〃
山本 頼三	倉吉市関金町山口字山万上奥 1879 の 24
鷺見 久松	倉吉市関金町山口字山万上奥 1879 の 36

豊田経二郎	倉吉市関金町山口字山万上奥 1879 の 43
〃	倉吉市関金町山口字山万上奥 1879 の 44
〃	倉吉市関金町山口字山万上奥 1879 の 45
〃	倉吉市関金町山口字山万上奥 1879 の 46
飛田 広治	倉吉市関金町山口字山加例谷 1893 の 10
安藤 繁俊	倉吉市関金町山口字浅井本谷 1944 の 2 (次の図に示す部分に限る。)
野田 勲	〃
安藤 繁俊	倉吉市関金町山口字浅井本谷 1944 の 40
野田 勲	〃
安藤 繁俊	倉吉市関金町山口字浅井本谷 1944 の 41
野田 勲	〃
安藤 繁俊	倉吉市関金町山口字浅井本谷 1944 の 45
野田 勲	〃
佐々木松太郎	倉吉市関金町山口字良源寺 1945 の 5 (次の図に示す部分に限る。)
矢城 忠雄	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

杉山 茂	倉吉市関金町関金宿字城山平 1369 の 1
------	------------------------

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保

全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 倉吉市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課